

# 生徒が主体的に「考え，議論する」 道徳科の実践的研究

～モラルジレンマ授業を通して～

伊 藤 文 一・柴 田 悦 子

## Students Thinking and Discussing A Practical study of Moral Education

～ Through Teaching Moral Dilemmas ～

Fumikazu Ito Etsuko Shibata

This is a practical study investigating the nature of moral education.

The study's aim was to foster within students the ability to think about and discuss moral issues. We were able to investigate how students' moral awareness developed and how they became more self-directed. In the future, we need to implement what we learned from this study.

### 1 問題と目的

平成27年3月に学習指導要領が一部改正され、今までの道徳の時間は、「特別の教科 道徳」（道徳科）として新たに位置付けられた。さらに同年7月には、学習指導要領解説が示された。その中には、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な

価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、  
道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」という、中央教育審議会答申を踏まえた改訂の経緯が述べられている。  
そして、「特別の教科 道徳」（道徳科）は、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」への転換を図るものであると明言されている。このことから、生徒が問題意識をもって主体的に学ぶ授業を追究し、「考える道徳」、「議論する道徳」を具現化する実践的研究は、価値があると考えられる。

また、道徳科の目標については、道徳科以外の教科、特別活動、総合的な学習の時間と道徳教育との密接な関連を図りながら「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と示されている（※下線は筆者等による）。今回の学習指導要領の改正によって、目標の後半部分の諸様相が、「心情、判断力、実践意欲と態度」から「判断力、心情、実践意欲と態度」というように、「心情」と「判断力」の順番が入れ替わっている。これは、何を意味するのであろうか。

もちろん、道徳性の諸様相は、それぞれが独立した特性ではなく、相互に関連することによって高まるものである。しかし、「心情」と「判断力」の順番を入れ替えることによって、従来の授業を見直すことが示唆されたことと捉えることができる。

心情は、一般的にいうと、気持ちや感情を示す。従来の授業では、読み物資料を使って、主人公の気持ちについて考え、話し合い、思いやりなどの「内容項目」を教えることを目的とした授業が多かったように思う。

判断力は、一般的には、状況や事情を正しく判断し、論理的に正しい結論を導き出すことができる力と考えられる。道徳的な判断力を養うためには、様々な判断の根拠を示し、比較検討をする必要がある。その場合、主人公の気持ちについて考え、話し合うよりも、主人公の言動に対して、判断の根拠

や道徳的な正しさを問うことになる。ここで必要なのは、物事を一面的に捉えるのではなく、広い視野から多面的・多角的に考えて判断することである。それは、人間についての深い理解と、自己理解を深めることにつながる。そして、授業を積み重ねることで、人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力が養われる。それが、実社会の中でも、道徳的に生きていくために自分はどうすればいいか「判断」し「実行」するための能力を育成すると考える。

そのような能力を育成する授業は、現実世界の社会的な課題に目を向け、答えのない問題に自分なりの考えをつくり、議論を重ねる授業である。その実践に、モラルジレンマ授業は適していると思われる。それは、モラルジレンマ教材が、道徳的価値葛藤資料であり、選択される複数の行為それぞれに、道徳的な正当性が見られ、すぐには道徳的な判断がつかないように構成されているからである。

モラルジレンマ授業は、モラルジレンマ（道徳的な価値葛藤）を集団討議（話し合い）によって解決に導く過程を通して、子ども達の道徳的判断力を育て、道徳性をより高い段階に発達させることをねらいとした授業である。話し合いを通して子ども達は、物事の違う面に注目したり、別の角度から見直したりした上で、判断しようとするようになる。それは、「物事を広い視野から多面的・多角的に考える」ことにつながる。また、学習指導要領の指導計画の作成と内容の取り扱いにも次のように記してある。

「生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること」

以上の視点から、モラルジレンマ授業を通して、生徒が主体的に「考え、議論する」道徳科の実践的研究を行う。

生徒が主体的に「考え、議論する」授業は、道徳的な判断力を高めると同時に、人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情である道徳的心情を養うことができると考える。そして、道徳的な判断力と道徳的心情が養われることによって、道徳的価値が自覚され、その自覚によって、それを実現しようとする道徳的実践意欲と態度を生むことになる。

このように、道徳性の諸様相は、全体として密接な関連をもつように指導することが大切であり、より包括的・総合的にとらえて、指導の効果を高める工夫が求められる。そのような授業をするために、指導（学習）教材、指導（学習）過程、指導（学習）形態、指導技術の4つの側面から教材研究を行い、指導の効果を高める授業について考察したい。

## 2 研究の方法

### (1) 研究対象

A市B中学校 第3学年 2学級 72名（男子36名、女子36名）

### (2) 研究期間

2015（平成27）年10月～12月

### (3) 理論研究

教材としてのモラルジレンマの意義を明らかにするための理論研究

### (4) 実践的研究

理論研究に基づき、モラルジレンマ授業の教材研究について、指導（学習）教材、指導（学習）過程、指導（学習）形態、指導技術の4つの側面から検討する。

次に、ローテーションによるモラルジレンマ授業を実践し、授業での生徒の反応や学習プリントの記述内容を分析する。さらに、12月に実施した「道

徳振り返りアンケート」の内容を分析し、成果と課題を明らかにする。

### 3 研究の内容

#### (1) 教材としてのモラルジレンマ

モラルジレンマ授業は、コールバーグ理論を取り入れた、認知発達理論に基づく授業の実践であり、内発的に動機付けられた道徳的問題解決学習である。

コールバーグによると、道徳性の発達は、道徳的な判断力や推論、つまり道徳的な認識（見方、考え方）が変化することをいう。道徳性の発達は、道徳的判断や道徳的思考を基調とした発達であり、意志や感情は、成熟した道徳的判断、推論によって道徳的に方向付けられると主張している。そして、道徳性の発達は、3水準6段階（表1参照）に分けられるとし、「道徳教育

表1 コールバーグによる道徳性発達段階（荒木，1987）

水 準	段 階
I 前慣習的水準 （道徳判断は自己中心的活動の反映である）	0：自己欲求希求志向－自己の願いが叶うならば、それは善い行いである。 1：罰回避と従順志向－道徳的基準は外的、他律的で、自己の行為の外的な結果が人からほめられるか、罰せられるかで決められる。 2：道具的互惠主義志向－自己の欲求や利益を充足するのに役立つ限りにおいて道徳的とする。
II 慣習的水準 （社会的賞賛と非難に関する期待によって統制された役割への同調としての道徳判断）	3：よい子志向－他人からほめられたり、他人とよい関係をもとうとしたりする方向で道徳判断がなされる。 4：法と社会秩序志向－義務をはたし、権威を尊重し、社会的秩序を維持するために伝統的な権威による罰を避けるように同調する中で道徳判断がなされる。
III 慣習以後の自律的、原則的水準 （慣習にとらわれた判断をこえて自律的に判断する）	5：社会的契約と法律的志向－正しい行為は個人的権利を考慮しながら、かつ社会全体から承認されるような形で判断される。 6：良心または原理への志向－社会的統制に合致するだけでなく、論理的普遍性と一貫性に照らして自己選択した原則に合うかを判断していく中で良心が働く。

の目標は、一人一人の子どもの道徳判断と道徳能力の発達を促進し、子どもが自分自身の道徳判断を用いて自分の行動をコントロールできるようにすることである」と主張している（コールバーグ、1971）。

小学生から中学生にかけてみられる道徳性の発展的な特徴は、段階1～段階4であるといわれている。そして、コールバーグはピアジェの認知発達説に基づき、次のような仮説を立てている。

- ① 発達とは基本的な認知構造の変換を含む。
- ② 認知構造の発達は個体の構造と環境の構造との相互作用の結果である。
- ③ 認知構造は常に行為の構造（概念）である。
- ④ 認知構造の発達は個体と環境の相互作用を通して道徳規範の分化と統合が起こり、より高次の均衡化へ向かうことによって達せられる。
- ⑤ 社会的環境や文化の影響を受けることが少なく、発達には普遍性が見られる。

この仮説によると、認知構造が次の段階に発達するためには、今の概念と環境の対象との間に、不均衡状態が生じる必要がある。そこで、道徳的な認知を不均衡にするためには、モラルジレンマ（価値葛藤）の状況が必要になる。子どもがモラルジレンマに遭遇すると、不調和や矛盾を感じ始める。この不調和のために認知的不均衡が生じ、その状況を正しく調整するために、自分の考えを変えたり、調整したりする動機が生まれる。

個々の子どもの道徳的な思考を刺激して発達を起こすためには、別の視点から考えさせたり、多くの他の子どもや大人（教師）の判断の論拠や意見、見方に触れさせたりすることが大切である。特に、自分の道徳的な見方よりも上位の道徳的思考に出会うと、均衡化のために自分の概念を調節するよう動機付けられ、結果として道徳性の発達レベルが上がる可能性がある。

このようなコールバーグ理論を踏まえて考えられたのが、モラルジレンマ授業である。授業のねらいは、モラルジレンマ（道徳的価値葛藤）を集団討

生徒が主体的に「考え、議論する」道徳科の実践的研究（伊藤・柴田）

議によって解決に導く過程を通して、子ども一人一人の道徳的判断力を育成し、道徳性をより高い発達段階に高めることである。このことから、モラルジレンマ授業では、子どもの実態に応じたモラルジレンマ資料を準備し、道徳性の発達を意図した集団討議をさせることが何より重要であることが分かる。それを念頭に置いて教師は、授業を構想する必要がある。

## (2) 道徳科の教材研究構想図

道徳科の教材研究について、指導（学習）教材、指導（学習）過程、指導（学習）形態、指導技術の4つの側面から考えることとする（図1参照）。それは、指導（学習）教材、指導（学習）過程、指導（学習）形態、指導技術のすべてが連動し、相互につながって展開することで、生徒が主体的に「考え、議論する」授業が実現できるからである。

具体的には、指導（学習）教材は何を選び、どのような指導（学習）過程、どのような指導（学習）形態で授業を行うのかを検討することである。その際、教師の発問や助言の在り方、板書の在り方などが重要であることは、当然である。

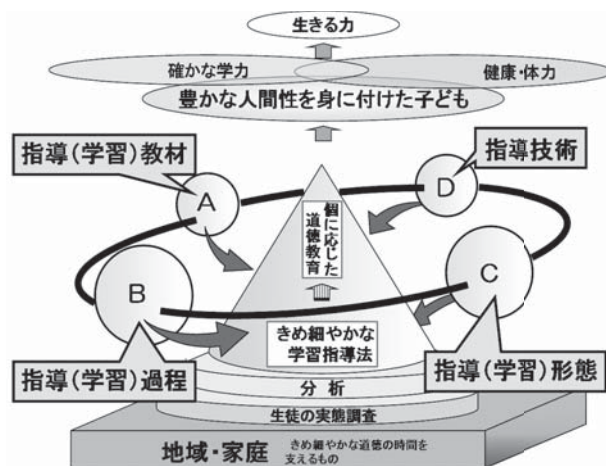


図1 道徳科の教材研究構想

また、道徳教育においては、これまで一般的に、「教材」ではなく「資料」という表現が用いられてきた。それは、各教科で教科書が主たる教材として位置付いている中、道徳は教科ではなかったからだと考えられる。

教材とは、教育目標を達成するために選ばれた素材である。道徳科においては、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えることができる教材開発をする必要がある。

そこで、本研究では、モラルジレンマ資料を教材として用いることとする。

### (3) 指導（学習）教材について

モラルジレンマは、2つ以上の道徳的価値の間で生じる行為をめぐる葛藤、あるいは1つの道徳的価値についての当為をめぐる葛藤であり、授業での解決はオープンエンドである。

本研究で取り扱う資料は、1988年に旧ソ連のアルメニア共和国で起きた大地震の時の実話をもとにした「奇跡の生還」である。

ジュリエッタの兄は、大地震の後5日目に、ビルの地下から救出される。もともと持病のあった兄は衰弱しきっていたが、病院は治療を待つ人にあふれ、治療を受けることができない。

1ヶ月後、ジュリエッタは容体が悪化した兄を病院に運び、何百人もの長蛇の列をつくっている人々をすり抜け、とっさに嘘をつく。

「兄は35日ぶりに今日、がれきの下から救われたのです。どうかお助けください」ジュリエッタの訴えを聞いた医者はこの奇跡に驚き、誰よりも先に兄の治療に取りかかった。

おかげで兄の容体は快復し、「奇跡の生還」としてニュースになるが、ジュリエッタは病院から姿を消し、行方不明になる。

このモラルジレンマ資料では、ジュリエッタは兄を助けたいという強い個人的な動機をもっている。その動機は深く吟味すると、「生命の尊さを理解



し、かけがえのない自他の生命を尊重する」という生命尊重の価値につながる。また、ジュリエッタの兄を思う「家族愛」から生まれた行為は、「社会秩序」「公正公平」と対立することになり、モラルジレンマが引き起こされる。そのジレンマの解決過程で、子ども達は互いの考えを交流し、さまざまな問題を吟味することになる。それが、子ども達にとっては、それぞれの道徳性発達に対応した道徳的原則をつくりあげ、価値の分化、統合が成される機会となる。その積み重ねによって、より高い水準の道徳性を身に付けていくと考えられる。

#### (4) 指導（学習）過程について

モラルジレンマ授業において、基本的に押さえるべき要素、条件、留意点は、次の7点として示されている（荒木、1995）。

- ① 道徳教育のねらいは、子どもの道徳性をより高い水準に発達させることである。
- ② そのため、授業では子どもに解決を迫るモラルジレンマ資料を用意する（道徳的な認知葛藤の経験－子どもがジレンマを解決すべき問題と感ずる）。
- ③ ジレンマに対して自分の意見を表明する。
- ④ 教師を交えた話し合いのなかで、自分の考えを他人の考えとからませる吟味し、練り上げる。話し合いを有効な思考過程にするために、
  - ・役割取得の機会－他者の立場に立って考える
  - ・道徳性の発達からみて－段階上位の考え方に触れる－道徳的な認知的葛藤の経験
  - ・行動が引き起こす結果が他者に及ぼす影響を推論するなどを授業の展開に合わせて位置付ける。授業ではこのような発問、問いかけに注目したい。
- ⑤ 最終の判断とその理由をまとめる。

- ⑥ 教師の役目は子どもの学習を助ける水先案内、補助、介添えである。
- ⑦ 学級の雰囲気や公正や正義を重んじ、思いやりを大切にする道徳的な環境とする学級経営に心がける。

この7点を踏まえた指導（学習）過程では、「道徳的ジレンマの共通理解の段階」「ジレンマに対する自己の考えを表明し、明確化する段階」「モラルディスカッションの段階」「道徳的判断の段階」が必要となる。

その中でも展開の中心部分である「モラルディスカッションの段階」では、生徒の意見表明、意見交流を促し、様々な判断や理由付けに触れさせていけるように、教師は発問を工夫することが重要である。生徒は、モラルディスカッションを通して、意見の対立点を把握し、自己の判断・理由付けが不十分であればそれを修正し、より確かなものにする。そうすることで、道徳判断にかかわる認知的能力が変容すると考えられる。

以上を踏まえて、学習指導過程の展開の概要（表2参照）を作成し、授業を行った。

#### (5) 指導（学習）形態について

モラルジレンマ授業で大切なのは、生徒自身がよく考えて判断し、その理由を説明できることと、できるだけ多くの多様な考えに触れることである。この2つを実現するために、指導（学習）過程に沿って指導（学習）形態を工夫する必要がある。

そこで、生徒自身がよく考えて判断し、その理由を説明できるようにする場面では、個で考え、自分の考えを「書く」時間を十分に確保したい。その際、教師の役割は重要である。生徒が自分の考えをもち、表明できるように、個別に机間指導をすることが欠かせない。さらに、どの生徒がどのような判断をしたのか、教師が把握しておくことと、全員が自分の考えをもつまで待つ姿勢を示すことが重要である。

次に、できるだけ多くの多様な考えに触れさせる場面であるが、それが、

生徒が主体的に「考え、議論する」道徳科の実践的研究（伊藤・柴田）

表2 展開の概要（学習指導過程）

主題名	生命尊重	内容項目 3-(1)関連項目4-(6)家族愛 4-(1)社会秩序 4-(3)公正公平
資料名	「奇跡の生還」	出典 「モラルジレンマによる討論の授業」 荒木紀幸編（明治図書）
	学習活動	指導上の留意点
導入	1 資料を読み、状況や問題を確認する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">                     主人公の心の葛藤を理解し、                      自分だったらどんな行動をとるか考えよう                 </div>	・主人公の葛藤を確認し、自分の考えをもたせる動機付けを行う。
	2 ジュリエッタの行為に賛成か、反対か の意思表示と理由をワークシートに記入する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     発問1 ジュリエッタの行為に賛成ですか、                      反対ですか。                 </div>	・机間指導で意見を把握する。  ・記入が滞っている生徒には状況を掴ませて、判断を促す。 ・必ず理由を書かせるようにする。 ・黒板にあらかじめ、「賛成」「反対」を板書しておく。
展開	3 自分の意見を表示するために、黒板にネームプレートをはり、賛成か反対かという立場を明確にする。	・話し方と聴き方の確認をする。
	4 意見交流をする。 ① 賛成と反対に分け、席を移動する ② 同意見で意見交流をする ③ お互いの意見を聞く ④ 意見を聞いて、さらに意見交流をする ⑤ 意見交流後の自分の考えを表明する	・ワークシートに記入したことを発表させるだけでなく、発表された意見に対する考えや質問も自由に発表させる。 ・意見が変わった生徒を把握する。
	5 もう一度、ジュリエッタの行為に賛成か、反対か の意思表示と理由をワークシートに記入する <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     発問2 ジュリエッタの行為に賛成ですか、反対ですか。                 </div>	・意見は変わらなくても、理由が変わったり付け加えがあったりする場合は、ワークシートに記入させ、思考の広がりや深まりを表明させる。
終末	6 教師の話を聞く	・それぞれの価値観に違いはあるが、誰の命もかけがえのない大切なものだと考え、気付くことができたか問いかける。 ・意見交流を通して考えが広がり深まったことを評価する。 ・ワークシートの内容や授業の様子は学級通信等で紹介し、保護者にも発信する。

モラルジレンマ授業で最も重要な、集団討議の場面になる。その場面では、相手の意見も自分の意見も尊重されるという前提が必要不可欠である。それがないと、生徒は安心して自分の意見を率直に述べることができない。特に、思春期に入った中学生は、小学生の頃に比べると、自分の意見を述べることに抵抗をもつ時期である。自分の発言が否定されたり軽んじられたりすることがなく、最後まで大切に聞いてもらえるという確認が、全体指導で必要である。

また、モラルジレンマでの集団討議は、ディベートではない。ディベートのように、相手の考えを言い負かすようなディスカッションにならないように、教師が話し合いを組織することが大切である。

そのような前提のもとで、少しでもたくさんの多様な考えに触れさせるためには、小グループでの意見交流と全体での集団討議を組み合わせることが効果的だと考える。本実践では、個々の判断を表明するために、黒板にネームプレートをはり、自分が賛成か反対かという立場をはっきりさせるようにした。そうすることで、個々の立場が一目瞭然となる。その後、同じ考えをもつグループで、判断理由についての意見交換をさせた。同じ考えをもつ者同士では、安心して躊躇せずに、自分の考えを述べるができる。さらに、意見交流をするなかで、同じ判断をしていても、理由には違いがあることに気付かせることができる。それは、価値判断についての考えを広げ、深めることになり、自己の判断・理由付けをより明確にしていくことになる。また、全体での意見交流で、自分の意見を堂々と述べる動機につながる効果がある。

全体討議では話し合いが活性化するために、コの字型の対面式の座席にした。そうすることで、聞き合い、伝え合うという意識を高めることと、必要に応じて、同じ考えの者同士で相談することが可能になる。また、話し合いを活性化するには、教師の意図的指名や的確な切り返しも重要である。

## (6) 指導技術について

モラルジレンマ授業の中心は、モラルディスカッションである。そこで、

生徒が主体的に「考え、議論する」道徳科の実践的研究（伊藤・柴田）

どれだけ生徒が本音で発言できるか、また、多様な意見を引き出せるかは、教師の指導技術次第である。

### 話し合いの活性化のために

まず、話し合いを活性化するためには、全員の生徒が自分の考えをもつ必要がある。そのためには、導入が大切になる。指導技術の高い教師は、導入で生徒を引きつける。生徒に意欲をもたせるような導入を工夫し、一人一人の生徒のなかに「問い」が生まれるようにする。授業のねらいに迫る「発問」をすることで、生徒に深く考えさせるようにするのである。

### 発言しやすい雰囲気をつくる

生徒全員が自分の考えをもち、それを学習プリントに書くことができたかどうかを確認したら、意見交流の場面になる。ここでは、生徒が安心して自分の考えを述べるができるような雰囲気づくりを行う。教師の言葉や促し次第で、教室の空気がコントロールされる。道徳では決まったひとつの「正解」があるわけではなく、どんな発言にも価値があることを伝えて、生徒が本音で発言しやすい雰囲気をつくるのが、教師に求められる指導技術になる。

話し合いが停滞している授業では、教師が話しすぎている場合が多い。教師が生徒の発言を反復したり、言い換えたりすることはできるだけ避けたい。あくまでも、生徒主体の聞き合い、伝え合いの促進に徹するのが教師の役割である。その姿勢を崩さずに、生徒の発言を温かく受けとめ、繋げたり促したりするのである。そのために、必要に応じて切り返しの質問を行う。的確な切り返しは、生徒の考えを明確にし、新たな意見を引き出すことができる。そして、机間指導の際に把握した生徒一人一人の考えを踏まえて、意図的指名を行い、話し合いを活性化するのである。

### 活発な意見交換のために

本実践では、ジュリエッタの行為に賛成、反対という判断について、反対の立場の生徒が多かった。そこで、集団討議では、人数の多い立場の意見から先に発表させるようにした。また、最初の発言に対して付け加えるような

発言が多く出てくるように、意図的指名を行った。そうすることで、生徒の考えが深化し、話し合いが活発になった。少数意見の生徒達は、自分と違う立場の意見を聞き、自分の考えを伝えるための準備ができ、活発に意見交換ができていた。

このように、話し合いを活性化するための教師の指導技術は重要であり、教師は、学び続ける必要がある。通常、道徳の授業は学級担任が行うので、他の教師の授業を見る機会はほとんどない。そこで、本実践では、ローテーションによる授業を行った。学級担任、副担任を合わせた学年教師でチームをつくり、お互いの授業を参観して学び合った。同じ教材を用いて授業をしても、それぞれの教師の持ち味や経験年数によって、授業の展開や生徒の反応が違う。また、自分の授業について客観的な意見を聞くことができるのは、大きな学びになる。このように、教師同士で授業を通して学び合う OJT は、教師の指導技術の向上に欠かせない。

また、モラルジレンマ授業では、教師が予め、それぞれの立場でどのような意見が出るかを予想したり、生徒の考えを深める反論を考えたりしておく必要がある。それは、授業をする前に行うことであり、その段階での教師同士の学び合いも、教師の指導技術向上につながる大切なことである。

そして、授業後の振り返りでは、全体を総括して学びを深めることができる。視点を明らかにして、教師同士で意見交流することは、指導技術の向上につながる。このように、道徳のローテーション授業は、教師の指導技術向上につながる OJT として機能している。

## (7) 授業の実際

モラルジレンマ授業では、「1 主題 2 時間構成」で行われることが多い。それは、資料の内容を共通理解して討論するのが前提なので、生徒がモラルジレンマについて理解し、自分の考えをもつための時間を十分確保するという目的がある。また、扱っているモラルジレンマに対して、生徒がそれぞれどのような意見をもっているかを教師が知り、準備をするためである。しか

し、道徳の時間は限られており、1主題に2時間かける余裕がないという実情もある。そこで、本実践では、1時間完結で授業をした。

また、モラルジレンマ資料には、1つの価値についての当為をめぐって生じる葛藤を扱ったタイプと、2つ以上の価値の間で生じる当為をめぐって生じる葛藤を扱ったタイプがある。本実践では、「生命尊重」を主題にしているが、「家族愛」「社会秩序」「公正公平」と関連するジレンマ資料を用いている。

筆者は、中学3年生2クラスで授業を行った。最初の判断・理由付けでは、2クラスとも「ジュリエッタの行為に反対」が多い状況であった。その後、集団討議をする中で、考えが変わる生徒も数名いたが、判断については変わらない生徒がほとんどであった。しかし、判断は変わらなくても、様々な意見を聞いたことでさらに自分の考えを吟味したことが、授業中の発言や学習プリントの内容から分かった。

集団討議は、非常に積極的に行うことができた。自分から進んで発表する生徒も多く、議論を深めることができた。様々な意見を聞くことで、次の発言が動機付けられ、挙手する生徒が次から次について、途絶えることのない状況であった。

その中で、印象的な発言がいくつかあった。その1つは、「ジュリエッタの行為に賛成」の立場の女子生徒の、次の発言である。「自分の家族が死にそうな状況を考えたら、私だってジュリエッタと同じことをしたと思います。みんなも、そんなきれいごとではなく本音で言うと、どうですか」この発言は、女子生徒の本音が出ていると共に、まわりにも本音で発言するように促す内容になっている。

また、「ジュリエッタの行為に反対」の立場の女子生徒の発言を聞いて、同じ立場だけど、その意見には反論するという場面もあった。女子生徒の発言は、「ジュリエッタの兄は50歳であり、病院の前で順番を待っている人の中には、もっと若い人もいたと思う。若い人の命が救われた方がいいと思います」であり、それを聞いた男子生徒は、「僕は、年長者やお年寄りの命は

大切にしなければならぬと思っているので、ジュリエッタの行為には反対の立場だけど、今の意見には反対です」という意見を発表した。さらに、「人の命の重さはすべて同じで平等だと思う」という意見も発表された。

このように、普段の授業では見ることができない生徒の内面を知ることができる授業になった。

## (8) 学習プリントの内容分析と考察

本授業で用いた学習プリントは、図2に示した通りである。

学習プリントから、ジュリエッタの行為に対する「反対」の判断理由を分類・整理すると、表3のようになった。

表3 意見交流前の「反対理由」

<p><b>「社会秩序」</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・うそをついて自分の兄だけを助けるのは、人としてよくない。うそをつかなくても、もっといい方法があったと思う。</li><li>・順番を守るのは当然だから。</li><li>・ジュリエッタは何も言わずに姿を消している。それは絶対にしてはいけないことだと思う。</li></ul> <p><b>「公正公平」</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・兄よりももっと症状の重い人もいるかもしれない。</li><li>・周りの人達も同じ思いで順番を待っているから、周りを犠牲にすることになる。</li><li>・お兄さんだけを優先させるのは不平等だし、ずるい。</li><li>・うそをついてでも大切な人を助けたいという気持ちをもっている人は自分だけではなく、全ての人がそんな気持ちをもっているから。</li><li>・順番を待っている人達に失礼だと思う。</li></ul> <p><b>「家族愛」</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・助けられたお兄さんも嬉しくないし、後悔すると思う。</li></ul> <p><b>「生命尊重」</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・命の重さはみんな同じ。お兄さんが治療されている間に、他の人の命を救えないかもしれない。</li><li>・50歳の高齢者よりも、もっと若い人の命を助けるべき。</li></ul>
--

表3の記述から分かるように、「社会秩序」「公正公平」「家族愛」「生命尊重」というそれぞれの道徳的価値によって判断理由が述べられており、同じ立場でも視点に違いがみられる。同じグループ内での意見交換内容を学習プ



## 「奇跡の生還」

★主人公「ジュリエッタ」の心の葛藤を理解し、自分が同じ状況になったらどんな行動をとるか、考えましょう。

- 1 ジュリエッタの行為（兄を助けるために嘘をついた）に賛成ですか、反対ですか。  
その理由とあわせて述べてください。

ジュリエッタの行為に （ 賛成 ・ 反対 ） ←どちらか○で囲む

理 由	



- 2 同じグループ内で意見交換をおこないましょう。

★ジュリエッタの行為は（

）と思う




- 3 ちがうグループの意見を聞いて、メモしましょう。


- 4 相手のグループの意見を聞いて、今のあなたの意見はどうですか？

今日の活動を通して触れた様々な意見をふまえて、今感じていることを書きましょう。

ジュリエッタの行為に （ 賛成 ・ 反対 ） ←どちらか○で囲む




### ◆自己評価

1 自分の考えを書くことができた	A B C D	先 生 か ら
2 人の意見をしっかりと聞くことができた	A B C D	
3 人の意見を聞いて、自分の考えをさらに深めることができた	A B C D	

3年（ ）組（ ）番 氏名（ ）

図2 学習プリント

プリントで確認すると、自分の判断理由以外の考えが書き加えられている。このことから、一人一人がどのように判断したかの根拠を知ることで、複数の道徳的価値への視点をもつことができたと考える。

次に、ジュリエッタの行為に対する「賛成」の判断理由を分類・整理すると、表4のようになった。

**表4** 意見交流前の「賛成理由」

<p>「家族愛」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自分の家族が同じ状況になったら、自分もジュリエッタと同じことをすると思うから。</li><li>・うそをつくのはダメだけど、自分の身内なら当然とる行為だと思うし、自分もそうするから。</li><li>・自分が逆の立場なら、家族に助けてもらいたいと思うから。</li></ul> <p>「生命尊重」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自分の大切な人の命を助けないと後悔するから。</li><li>・自分だったら、うそについてでも命を助けたいと思うから。</li><li>・兄は持病があり、それに対してジュリエッタは精一杯に兄の命を助けようとしていて、命は何より尊いから。</li></ul>
--

表4の記述から分かるように、「家族愛」「生命尊重」という2つの道徳的価値によって判断理由が述べられており、反対の立場よりも道徳的価値は限定されている。また、「自分だったら」という表記が多く見られる。

同じグループ内での意見交換内容を学習プリントで確認すると、「家族を守りたい、助けたいという気持ちが強い」「自分の家族が死にそうなのに絶対に見殺しにはできない。自分が同じ立場なら同じことをする」というように、「家族愛」と「生命尊重」が統合された表現になっている。このことから、複数の道徳的価値への視点をもつというよりも、2つの道徳的価値が統合されたことが分かる。

集団討議をした後の学習プリント（表5参照）では、枠をはみ出して自分の考えを書いている生徒もいた。また、自分の判断した立場だけではなく、

生徒が主体的に「考え、議論する」道徳科の実践的研究（伊藤・柴田）

違う立場にも共感しながら、判断理由を述べる生徒が増えていた。これは、一面的な考えで判断したのではなく、様々な道徳的価値を考慮した上で判断したことの表れだと考えられる。

集団討議後に自分の判断が変わった生徒は少数であったが、集団討議前とは違う視点を加えて、主体的に考えることができていた。それは、実際の社会の中で道徳的に生きていくために必要な、「判断」し「実行」するための能力を育成することにつながっている。その、生きてはたらく力が、これからの道徳教育で求められているのだと考える。

表5 集団討議後の「自分の考え」

**「集団討議を通して、自分の考えが変わった」**

・みんなの意見を聞いて、最初はジュリエッタに反対だったけど、賛成に変わりました。うそをつくのはよくないけど、命を助けるためなど、時にはうそをつかなくてはならない場合もあると思うようになったからです。

**「集団討議を通して、自分と違う立場への理解が深まった」**

- ・はじめはジュリエッタのことを、他の人のことを考えていない自分勝手だと思っていただけ、賛成意見を聞いて、兄の命を助けたいという強い気持ちが理解できました。でも、やっぱりうそをつくのも、兄だけが助かるのもいけないと思います。
- ・自分と違う立場の意見を聞いて、うそをついてでも大切な人の命を助けたいと思う気持ちはとてもよくわかったけど、大切な人の命を助けたいと思うのは自分だけではないし、人の命はみんな平等で同じ価値があると思うので、うそをついて助けるのはおかしいと思います。たくさん意見を聞いて、いろいろな立場で考えることができました。
- ・人の命は大切なので、救う手段をよく考えて行動しなければいけないと思いました。家族が大事だという気持ちはみんな同じだと分かりました。
- ・みんなの意見を聞いて、確かに、この人だけが助かればいいということではなく、人間の命はみんな平等だし、うそをついてはいけないと思うけれど、兄を助けたい、死んでほしくないという強い気持ちがわかるので、私はやはりジュリエッタに賛成です。みんなだって、現実に自分がこのような立場になったら、兄のことしか考えられなくなると思うからです。

## (9) 授業者アンケートの考察

平成25年12月に道徳教育の充実に関する懇談会で報告された「今後の道徳教育充実の改善・充実方策について（報告）」では、学級担任が道徳科の指

導を行うことを原則としつつ、各学級担任だけに任せず、全教員の参画、分担、協力の下に機能的な協力体制を確立する必要性を明言している。そして、教員一人一人の意識改革と指導力の向上を図るために、「学級」「学年」「学校」の壁を越えてお互いの授業を積極的に見せ合うなど、学校全体としてチームで授業改善に取り組むための校内研修や共同研究を充実させることの重要性を示している。

本実践では、モラルジレンマ授業を筆者以外の教師もローテーション道徳として行った。学級担任、副担任合わせて4人の教師が授業を行い、お互いの授業を見せ合い、学び合った。教師経験も様々であり、筆者以外はモラルジレンマ授業をはじめて行う状況であったが、表6に示した通り、様々な気付きがあった。モラルジレンマ授業では、生徒一人一人が自分の考えをもち、積極的に意見交換をすることが前提となる。そのための導入や発問の工夫、生徒の話し合いを組織する指導技術は、教師に求められる必要最低限のものであることが示唆された。

モラルジレンマ資料はたくさんあるので、生徒の実態や発達段階に応じて資料を適切に選択し、今後も実践を重ねていきたい。その際、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」となるように、指導方法についての学び合いを重ねていきたい。

表6 モラルジレンマ授業後の教師の振り返り

・はじめる前にワークシートの「自己評価」の項目を紹介した。この時間の自分自身の活動のポイントについて生徒が理解してから取り組むことができたのはよかった。「同じグループ内の意見」「違うグループの意見」は、お互いの違いの部分を確認しながら進めることができた。「自分がジュリエッタだったらどうしていたか」「相手の意見を聞いてどう思ったか」について、生徒が発表することができた。意見交換した後、最後に自分の考えを書く部分では、最初に書いたものと少し違う内容を書くことができていた。けがなどの症状の緊急性から、治療や処置の優先順位をつけることは、命の重さに差をつけたことにならないということにまとまった。病院に治療に来ている人には、老人、あかちゃん、妊婦さん、障がいのある人など、いろいろな人がいたと思う。みんなの命ということに変わりはないということまでは、確認することができた。「身内」がいると、「身内」を優先させてしまう（身内

の命を先に重んじてしまう）気持ちは理解できる、「仕方のないうそだった」という考えに、最後はいきついた。（A）

- ・自分自身が生徒をのせることにこだわって、教材の本質や授業の進め方、まとめ方などをうまく組み立てられていなかった。オープンエンドの内容で、人それぞれの価値観があり、葛藤があるという教材の特徴をもっと生かしたかった。教室の状態、意見の分かれ具合を見て、ディスカッションの形態は流動的に変えていきたいと思う。（ローテーション道徳では次の授業があるので）改善して授業構成をしたい。

（B）

- ・どのクラスでも、よく考えていろいろな意見が出ていた。学習プリントにも素直な考えがたくさん出ていて、他の生徒の考えを聞いて迷う生徒も多かった。（C）

- ・モラルジレンマ授業は、生徒が自分の考えをもち主体的に発表するので、交流活動がしやすかった。普段の授業では見ることのできない、生徒の積極的な様子や考え、価値観などを知ることができた。同じ教材でも、クラスの雰囲気やメンバーによって授業の進み方に違いがあった。交流活動の場面で、「そんなきれいなことではなく、自分のこととして考えたら・・・」という発言があり、道徳の授業でありがちな建前ではない、本音で発言していることが分かった。また、命の重さについての議論にもなり、「老人より若者の命を優先した方がよい」「その意見には反対、老人だからこそ、大切にしなければならぬ」「人の命の重みは平等」など、生徒が深く考えた上での議論になっていった。様々な意見を聞きながら、考えが深まっている様子が、学習プリントでも確認できた。担任クラスでは、学級通信や朝の会で、道徳の授業内容を振り返ることができた。（D）

#### (10) 生徒への「道徳振り返りアンケート」の考察

12月までの道徳の授業について、「振り返りアンケート」を行った。4月から12月までに行なった14の資料名を挙げ、心に残った授業を選び理由を述べさせた。その結果、筆者がモラルジレンマ授業を行った2クラスでは、56%の生徒が、心に残った授業に、モラルジレンマ授業「奇跡の生還」を選んでいた。選択した理由として、次のような記述があった。

- ・2つの意見に分かれて議論をしたが、お互いの考えを聞いて知って、そんな考え方もあるのだと思った。自分と同じ考えの人もいたが、それ以外にもたくさんの考えがあると実感できたので、心に残っている。

- ・「奇跡の生還」は、道徳の授業の中で特に印象に残っている。もし、自分だったらどうするかを深く考え、クラスみんなと意見の交流をすることができた。
- ・本当に死にそうなときに、人はどんな行動をとるのか。身内の命か他人の命か、何が正しくて何が正しくないのか、そういうことを深く考えさせられる時間だった。実際に自分がこのような立場になったら、身内を助けたいと思う。しかし、それが正しいのかも分からない。
- ・私が「奇跡の生還」を選んだ理由は、主人公の気持ちがとてもよくわかるからです。たしかに兄を助けるためにとった行動は、兄を助けることのできる最善策だったと思います。しかし、病院に並んでいた人には、女性も子どももいたでしょう。一方、兄は高齢の男性です。女性は子どもを産むことができます。その子どもは政治家になったり医者になったりと人の役に立つ様々な可能性があります。主人公が兄を助けるためにとった行動で、その可能性を消してしまったかもしれません。また、主人公と同じくらいの気持ちで、医者の治療を待っていた人もいたかもしれません。主人公はうそをつき、ずるいことをしました。しかし、そうしないと愛する兄が死んでしまうかもしれない。私が主人公だったら、どうするだろうという答えが出ません。だから、私はこの授業が心に残っています。

モラルジレンマ授業「奇跡の生還」が心に残っている理由として多かったのは、自分のこととして深く考えることができた、議論を通して自分とは違う考えを知ることができたという内容である。また、授業後もジレンマが続いているという、深く考え続けている生徒がいることも、記述から確認できた。

#### 4 研究のまとめ

##### (1) 研究の成果と課題 ※ ○…成果 ●…課題

- モラルジレンマ授業による、生徒が主体的に「考え、議論する」道徳の有効性を示すことができた。
- モラルジレンマ授業を実践するための教材研究について、指導(学習)教材、指導(学習)過程、指導(学習)形態、指導技術の4つの側面から整理することができた。
- モラルジレンマ資料の意義を理解し、ねらいに応じた指導方法についてさらなる検討が必要である。
- 「考え、議論する」道徳科について、モラルジレンマ授業以外の指導方法の開発が必要である。

##### (2) 今後の研究の方向性

中学校の道徳科は、平成27年4月1日から移行措置として、その一部又は全部を実施することが可能になっており、平成31年4月1日から全面实施することとなっている。平成26年「道徳に係る教育課程の改善等について」答申にも、多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善することが明言されている。そして、いじめ問題の深刻な状況の解決も期待されている。

しかし、学校では、道徳教育が機能していない状況もある。例えば、道徳の時間が他教科に比べて軽んじられ、他の教科に振り替えられたり、教員の指導力が十分でなく、道徳の時間に学んだことが生徒の印象に残るものになっていなかったりする現状がある。

そのような現状を改善し、「特別の教科道徳」について、道徳教育の目標や内容を理解し、指導方法、教材、教員の指導力向上の在り方などについて究明していくことは、喫緊の課題であり、重要なことである。そのため、学校における指導体制の在り方や教員研修の内容、方法について、研究を進めたい。また、道徳科を要として補充、深化、統合される他教科との関連に

ついても、研究を進めていきたいと考えている。

### 参考・引用文献

- 文部科学省（2015）「中学校学習指導要領解説 総則編（抄）」
- 文部科学省（2015）「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」
- 文部科学省（2013）「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」道徳教育の充実に関する懇談会
- 荒木紀幸（1990）『ジレンマ資料による道徳授業改革－コールバーグ理論からの提案－』明治図書
- 荒木紀幸（編）（1990）『モラルジレンマ資料と授業展開 中学校編』明治図書
- 荒木紀幸（編）（1997）『続 道徳教育はこうすればおもしろい－コールバーグ理論の発展とモラルジレンマ授業－』北大路書房
- 松元直史（2014）「『特別の教科・道徳』に係る指導と評価の開発－先人や先哲の生き方や考え方を手掛かりとした『道徳・倫理科』の実践研究を通して－」福岡市教育センター研究紀要 第960号
- 道徳性発達研究会・荒木紀幸（2010）「道徳性発達研究会が開発したモラルジレンマ資料」道徳性発達研究第5巻第1号1-19
- 西村正登（2013）「モラルジレンマと構造化方式による道徳授業の比較研究」山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要第36号
- 諸富祥彦（2015）『「問題解決」と心理学的「体験学習」による新しい道徳授業 エンカウンター、モラルスキル、問題解決学習など「理論のある面白い道徳授業」の提案』と諸文化
- 諸富祥彦（1997）『道徳授業の革新－「価値の明確化」で生きる力を育てる』明治図書
- 諸富祥彦（編）（2011）『ほんものの「自己肯定感」を育てる道徳授業 中学校編』明治図書
- 押谷由夫 柳沼良太（2013）『道徳の時代がきた！－道徳教科化への提言－』教育出版
- 伊藤文一（2015）『アクティブ・ラーニング「自ら学ぶ道徳教育の研究』福岡女学院大学伊藤研究室・教職支援センター



## 小学校学習指導要領

### 新旧対照表 (平成27年3月)

目 次	
第1章 総 則	1
第2章 各 教 科	5
第1節 国 語	5
第2節 社 会	5
第3節 算 数	5
第4節 理 科	6
第5節 生 活	6
第6節 音 楽	6
第7節 図 画 工 作	6
第8節 家 庭 育	7
第9節 体 育	7
※ 第3章 特別の教科 道徳	8
第4章 外国語活動	17
第5章 総合的な学習の時間	17
第6章 特別活動	18

小学校学習指導要領新旧対照表

改 正	現 行
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的に判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 内容等の取扱いに関する共通の事項</p> <p>1 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事</p>	<p>第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成することとなる。その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>(後段 移動)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 内容等の取扱いに関する共通の事項</p> <p>1 第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の内容に関する事</p>
<p>事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。</p> <p>2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</p> <p>3 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動並びに各学年の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。</p> <p>6 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。</p> <p>第3 授業時数等の取扱い</p> <p>1 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、適当な授業時数が児童の負</p>	<p>事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。</p> <p>2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</p> <p>3 第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動及び特別活動並びに各学年の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。</p> <p>第3章 道 徳</p> <p>第2 内 容</p> <p>道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。</p> <p>第3 授業時数等の取扱い</p> <p>1 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、適当な授業時数が児童の負担</p>

## 生徒が主体的に「考え、議論する」道徳科の実践的研究（伊藤・柴田）

<p>負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。</p> <p>2～5（略）</p> <p><b>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</b></p> <p>1（略）</p> <p>2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(12)（略）</p> <p>3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。</p> <p>(2) 各学校においては、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。</p> <p>ア 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。</p>	<p>過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。</p> <p>2～5（略）</p> <p><b>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</b></p> <p>1（略）</p> <p>2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(12)（略）</p> <p><b>第3章 道徳</b></p> <p><b>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</b></p> <p>1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。</p> <p>(1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。</p> <p>(3) 各学校においては、各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年で集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やまじりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること。</p>
<p>イ 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。</p> <p>ウ 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やまじりの意義を理解して遵んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。</p> <p>(3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。</p> <p>(4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。</p>	<p>集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮し、児童や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、高学年においては、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、自己の生き方についての考えを一層深められるよう指導を工夫すること。</p> <p><b>第1（略）</b></p> <p>2（前段 略）</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。</p> <p><b>第3章 道徳</b></p> <p><b>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</b></p> <p>4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実態や地域教師の関与や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。</p>

第2章 各教科

第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

2・3 (略)

第2節 社会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

第3節 算数

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、算数科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

第2章 各教科

第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

2・3 (略)

第2節 社会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

第3節 算数

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、算数科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

第4節 理科

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、理科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、生活科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

第6節 音楽

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

第7節 図画工作

第4節 理科

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、理科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、生活科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

第6節 音楽

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

第7節 図画工作

## 生徒が主体的に「考え、議論する」道徳科の実践的研究（伊藤・柴田）

<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8節 家 庭</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 体 育</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、体育科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8節 家 庭</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 体 育</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、体育科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

- 7 -

<p style="text-align: center;">第3章 特別の教科 道徳</p> <p>第1 目 標</p> <p>第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</p> <p>第2 内 容</p> <p>学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。</p> <p><b>A 主として自分自身に関すること</b></p> <p>【善悪の判断、自律、自由と責任】</p> <p>【第1学年及び第2学年】</p> <p>よいことと悪いこととの区別を、よいと思うことを進んで行うこと。</p> <p>【第3学年及び第4学年】</p> <p>正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。</p> <p>【第5学年及び第6学年】</p> <p>自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。</p> <p>【正義、誠実】</p> <p>【第1学年及び第2学年】</p> <p>うそをついたりごまかしをしらないで、素直に伸び伸びと生活すること。</p> <p>【第3学年及び第4学年】</p>	<p style="text-align: center;">第3章 道 徳</p> <p>第1 目 標</p> <p>道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。</p> <p>道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補完、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳の実践力を育成するものとする。</p> <p>第2 内 容</p> <p>道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。【<b>活用</b>】</p> <p>【第1学年及び第2学年】</p> <p>1 主として自分自身に関すること。</p> <p>(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがまをしないで、規則正しい生活をすること。</p> <p>(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行うこと。</p> <p>(3) よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。</p> <p>(4) うそをついたりごまかしをしらないで、素直に伸び伸びと生活すること。</p> <p>2 主として他の人とのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。</p> <p>(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。</p> <p>(3) 友達と仲よくし、助け合うこと。</p> <p>(4) 日ごろ世話になっている人々に感謝すること。</p> <p>3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。</p> <p>(1) 生きることを喜び、生命を大切にすることを学ぶこと。</p>
---	--

- 8 -

通ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。

【第5学年及び第6学年】  
 誠実に、明るい心で生活すること。

【節度、節制】  
 【第1学年及び第2学年】  
 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活すること。

【第3学年及び第4学年】  
 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活すること。

【第5学年及び第6学年】  
 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。

【個性の伸長】  
 【第1学年及び第2学年】  
 自分の特徴に気付くこと。

【第3学年及び第4学年】  
 自分の特徴に気付く。長所を伸ばすこと。

【第5学年及び第6学年】  
 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。

【希望と勇氣、努力と強い意志】  
 【第1学年及び第2学年】  
 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。

【第3学年及び第4学年】  
 自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。

【第5学年及び第6学年】  
 より高い目標を立て、希望と勇氣をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。

(2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。  
 (3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。  
 4 主として集団や社会とのかわりに関すること。  
 (1) 約束やまきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。  
 (2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。  
 (3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。  
 (4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。  
 (5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。

【第3学年及び第4学年】  
 1 主として自分自身に関すること。  
 (1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。  
 (2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。  
 (3) 正しいと判断したことは、勇氣をもって行う。  
 (4) 通ちは素直に改め、正直に明るい心で元気に生活すること。  
 (5) 自分の特徴に気付く。よい所を伸ばす。  
 2 主として他の人とのかわりに関すること。  
 (1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。  
 (2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。  
 (3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。  
 (4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもつて接する。  
 3 主として自然や崇高なものとのかわりに関すること。  
 (1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること。  
 (2) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にすること。  
 (3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。  
 4 主として集団や社会とのかわりに関すること。  
 (1) 約束や社会のまきまりを守り、公徳心をもつ。

【真理の探究】  
 【第5学年及び第6学年】  
 真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。

**B 主として人との関わりに関すること**

【親切、思いやり】  
 【第1学年及び第2学年】  
 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。

【第3学年及び第4学年】  
 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。

【第5学年及び第6学年】  
 誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にすること。

【感謝】  
 【第1学年及び第2学年】  
 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。

【第3学年及び第4学年】  
 家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。

【第5学年及び第6学年】  
 日々の生活が家族や進歩からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。

【礼儀】  
 【第1学年及び第2学年】  
 気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。

【第3学年及び第4学年】  
 礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。

【第5学年及び第6学年】  
 時と場合をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。

【友情、信頼】  
 【第1学年及び第2学年】

(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。  
 (3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。  
 (4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなを協力し合って楽しい学級をつくる。  
 (5) 郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもつ。  
 (6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもち、

【第5学年及び第6学年】  
 1 主として自分自身に関すること。  
 (1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。  
 (2) より高い目標を立て、希望と勇氣をもってくじけないで努力すること。  
 (3) 自由を大切に、自律的で責任のある行動をする。  
 (4) 誠実に、明るい心で楽しく生活すること。  
 (5) 真理を大切に、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。  
 (6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。  
 2 主として他の人とのかわりに関すること。  
 (1) 時と場合をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。  
 (2) だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にする。  
 (3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女よく協力し助け合う。  
 (4) 謙虚な心をもち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすること。  
 (5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。  
 3 主として自然や崇高なものとのかわりに関すること。  
 (1) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重すること。  
 (2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。  
 (3) 美しいものに感動する心や人間の力を越えたものに対する畏敬の念をもつ。



## 生徒が主体的に「考え、議論する」道徳科の実践的研究（伊藤・柴田）

<p>友達と仲よくし、助け合うこと。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。</p> <p>〔相互理解、寛容〕</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。</p> <p><b>C 主として集団や社会との関わりに関すること</b></p> <p>〔規則の尊重〕</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。</p> <p>〔公正、公平、社会正義〕</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 自分の好き嫌いでとらわれないで接すること。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で</p>	<p>4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。</p> <p>(2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。</p> <p>(3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。</p> <p>(4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。</p> <p>(5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。</p> <p>(6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。</p> <p>(7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。</p> <p>(8) 外国の人々や文化を大切にする心をもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。</p>
--	---

- 11 -

<p>接し、正義の実現に努めること。</p> <p>〔勤労、公共の精神〕</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 働くことよきを知り、みんなのために働くこと。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。</p> <p>〔家族愛、家庭生活の充実〕</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。</p> <p>〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくることと、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実</p>	
--	--

- 12 -

に努めること。	
【伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度】	
【第1学年及び第2学年】	
我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。	
【第3学年及び第4学年】	
我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。	
【第5学年及び第6学年】	
我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。	
【国際理解、国際親善】	
【第1学年及び第2学年】	
他国の人々や文化に親しむこと。	
【第3学年及び第4学年】	
他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。	
【第5学年及び第6学年】	
他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもつて国際親善に努めること。	
<b>D. 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること</b>	
【生命の尊さ】	
【第1学年及び第2学年】	
生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。	
【第3学年及び第4学年】	
生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。	
【第5学年及び第6学年】	
生命が多くての生命のつながりの中にあるかげのないものであることを理解し、生命を尊重すること。	
【自然愛護】	
【第1学年及び第2学年】	
身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。	

- 13 -

【第3学年及び第4学年】	
自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。	
【第5学年及び第6学年】	
自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	
【感動、畏敬の念】	
【第1学年及び第2学年】	
美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	
【第3学年及び第4学年】	
美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。	
【第5学年及び第6学年】	
美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を越えたものに対する畏敬の念をもつこと。	
【よりよく生きる喜び】	
【第5学年及び第6学年】	
よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。	

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。【**再掲**】

(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各学年段階ごとの内容項目について、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す各学年段階ごとの内容項目は相当す

- 14 -



## 生徒が主体的に「考え、議論する」道徳科の実践的研究（伊藤・柴田）

- 2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を行うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

(3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。

(4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。

(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多

る各学年においてすべて取り上げること。なお、特に必要な場合には、他の学年段階の内容項目を加えることができること。

- 3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

### 第1（略）

#### （前段 略）

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。【再掲】

### 第3（略）

2 第2に示す道徳の内容は、児童が自ら道徳性をはくむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、児童自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

### 3（略）

- (4) 自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。
- (2) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

- 15 -

様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方ができる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

- 3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、偏見や蔑視等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方ができる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

- (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。【再掲】

### 3（略）

- (3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

- 16 -

4 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

#### 第4章 外国語活動

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

#### 第5章 総合的な学習の時間

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。

(7) 各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。

(8) (略)

(9) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、総合

5 児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

#### 第4章 外国語活動

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

#### 第5章 総合的な学習の時間

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。

(7) 各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。

(8) (略)

(9) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容

- 17 -

的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

#### 第6章 特別活動

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や児童の発達段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

(2)・(3) (略)

(4) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) (略)

(2) [学級活動]については、学級、学校及び児童の実態、学級集団の育成上の課題や発達の課題及び第1章総則の第4の3の(2)に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年段階において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、学級経営の充実を図り、個々の児童についての理解を深め、児童との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。

(3)・(4) (略)

3 (略)

について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。

2 (略)

#### 第6章 特別活動

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や児童の発達段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

(2)・(3) (略)

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) (略)

(2) [学級活動]については、学級、学校及び児童の実態、学級集団の育成上の課題や発達の課題及び第3章道徳の第3の1の(3)に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年段階において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、学級経営の充実を図り、個々の児童についての理解を深め、児童との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。

(3)・(4) (略)

3 (略)

- 18 -

## 中学校学習指導要領

### 新旧対照表 (平成27年3月)

目 次	
第1章 総 則	1
第2章 各 教 科	4
第1節 国 語	4
第2節 社 会	4
第3節 数 学	5
第4節 理 科	5
第5節 音 楽	5
第6節 美 術	6
第7節 保健体育	6
第8節 技術・家庭	6
第9節 外 国 語	7
※第3章 特別の教科 道徳	7
第4章 総合的な学習の時間	13
第5章 特別活動	13

中学校学習指導要領新旧対照表

改 正	現 行
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>第 1 教育課程編成の一般方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基礎となる道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 2 内容等の取扱いに関する共通事項</p> <p>1 第 2 章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に</p>	<p>第 1 教育課程編成の一般方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基礎としての道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>(後段 移動)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 2 内容等の取扱いに関する共通事項</p> <p>1 第 2 章以下に示す各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示</p>
- 1 -	- 1 -
<p>示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。</p> <p>2 学校において特に必要がある場合には、第 2 章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第 2 章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第 2 章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</p> <p>3 第 2 章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第 3 章特別の教科道徳の第 2 に示す内容とする。</p> <p>第 3 授業時数等の取扱い</p> <p>1 各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週以上わたって行うよう計画し、適当な授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。</p> <p>2 学校において特に必要がある場合には、第 2 章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第 2 章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第 2 章以下に示す各教科、道徳及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</p> <p>3 第 2 章以下に示す各教科、道徳及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第 3 章 道 徳</p> <p>第 2 内 容</p> <p>道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。</p> <p>第 3 授業時数等の取扱い</p> <p>1 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週以上わたって行うよう計画し、適当な授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>
- 2 -	- 2 -

生徒が主体的に「考え、議論する」道徳科の実践的研究（伊藤・柴田）

<p>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1)～(14) (略)</p> <p>3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。 (2) 各学校においては、生徒の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やまじりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。 (3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実す</p>	<p>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。 (1)～(14) (略)</p> <p>第3章 道徳</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。 (1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。 (2) 各学校においては、生徒の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に、自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やまじりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるよう行うことなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや葛藤等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。</p> <p>第1 (略)</p> <p>2 (前段 略)</p> <p>3 道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚</p>
<p>ること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等もも資することとなるよう留意すること。</p> <p>(4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。</p> <p>第2章 各教科</p> <p>第1節 国語</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2節 社会</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p>	<p>を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やまじりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるよう行うことなどに配慮しなければならない。</p> <p>第3章 道徳</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようになる必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。</p> <p>第2章 各教科</p> <p>第1節 国語</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2節 社会</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p>





## 生徒が主体的に「考え、議論する」道徳科の実践的研究（伊藤・柴田）

<p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 外国語</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、外国語科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p style="text-align: center;">第3章 特別の教科 道徳</p> <p>第1 目標</p> <p>第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</p> <p>第2 内容</p> <p>学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。</p> <p><b>A 主として自分自身に関すること</b></p> <p>【自主、自律、自由と責任】 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。 【節度、節制】</p>	<p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 外国語</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、外国語科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p style="text-align: center;">第3章 道徳</p> <p>第1 目標</p> <p>道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。</p> <p>道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。</p> <p>第2 内容</p> <p>道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。【所掲】</p> <p>1 主として自分自身に関すること。</p> <p>(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。</p> <p>(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。</p>
<p>望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をすること。</p> <p>【向上心、個性の伸長】 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。 【希望と勇氣、克己と強い意志】 より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇氣をもち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。 【真理の探究、創造】 真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。</p> <p><b>B 主として人との関わりに関すること</b></p> <p>【思いやり、感謝】 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。</p> <p>【礼儀】 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。 【友情、信頼】 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや苦悶も経験しながら人間関係を深めていくこと。 【相互理解、寛容】 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。</p> <p><b>C 主として集団や社会との関わりに関すること</b></p> <p>【遵法精神、公徳心】 法やまじりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定し</p>	<p>(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。</p> <p>(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。</p> <p>(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。</p> <p>2 主として他の人とのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。</p> <p>(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。</p> <p>(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。</p> <p>(4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。</p> <p>(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。</p> <p>(6) 多くの人の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにてこたえる。</p> <p>3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。</p> <p>(1) 生命の尊さを理解し、かけがえない自他の生命を尊重する。</p> <p>(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間力の優れたものに対する畏敬の念を深める。</p> <p>(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。</p> <p>4 主として集団や社会のかかわりに関すること。</p> <p>(1) 法やまじりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。</p> <p>(2) 公徳心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。</p> <p>(3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。</p>

- 7 -

- 8 -

た社会の実現に努めること。

【公正、公平、社会正義】  
正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。

【社会参画、公共の精神】  
社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。

【勤労】  
勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。

【家族愛、家庭生活の充実】  
父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。

【よりよい学校生活、集団生活の充実】  
教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実にも努めること。

【郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度】  
郷土の伝統と文化を大切に、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。

【我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度】  
優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。

【国際理解、国際貢献】  
世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。

**D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること**

- (4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
- (5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
- (6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。
- (7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。
- (8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
- (9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。
- (10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

- 9 -

【生命の尊さ】  
生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。

【自然愛護】  
自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。

【感動、畏敬の念】  
美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を越えたものに対する畏敬の念を深めること。

【よりよく生きる喜び】  
人間には自らの弱さや難さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることに喜びを見いだすこと。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。【所収】

(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す内容項目はいずれの学年においてもすべて取り上げること。

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

- 10 -



## 生徒が主体的に「考え、議論する」道徳科の実践的研究（伊藤・柴田）

<p>(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発見的な指導を行うこと。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直し発展させたりすることに留意すること。</p> <p>(3) 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。また、発達の段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとするこのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。</p> <p>(4) 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを養うことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出ししていくことができるよう留意すること。</p> <p>(5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。</p> <p>(6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえて</p>	<p>第1 (略) (前段 略)</p> <p>道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発見的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。【所 用】</p> <p>第3 (略)</p> <p>2 第2に示す道徳の内容は、生徒が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫が必要がある。</p> <p>3 (略)</p> <p>(4) 自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。</p> <p>(2) 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</p> <p>(5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏</p>
<p>つ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題と自分との関係において考え、その解決に向けて取り組むとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方ができる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。</p> <p>(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。</p> <p>3 教材については、次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に取り組むこと。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。</p> <p>(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令にない、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。</p> <p>ア 生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。</p> <p>イ 人間尊重の精神にかなうものであって、偏みや裏切等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。</p> <p>ウ 多様な見方や考え方ができる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。</p> <p>4 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。</p>	<p>まえて、情報モラルに関する指導に留意すること。</p> <p>4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮が必要がある。【所 用】</p> <p>3 (略)</p> <p>(3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</p> <p>5 生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないもの</p>

<p style="text-align: center;">第4章 総合的な学習の時間</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。</p> <p>(7) 各教科、道徳科及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 特別活動</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などの関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する</p>	<p style="text-align: center;">第4章 総合的な学習の時間</p> <p>とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 総合的な学習の時間</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。</p> <p>(7) 各教科、道徳及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 特別活動</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫するこ</p>
<p>こと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) [学級活動]については、学校、生徒の実態及び第1章総則の第4の3の(2)に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>と。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) [学級活動]については、学校、生徒の実態及び第3章道徳の第3の1の(3)に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>